

監査委員公表 第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年4月25日

鹿屋市監査委員	大 菌 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	東 秀 哉

1 監査の基準

監査委員は、鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

市長公室

政策推進課、地域活力推進課

総務部

総務課、デジタル推進課、財政課（財産活用推進室、契約検査室）、税務課、収納管理課

市民生活部

生活環境課（衛生処理場）、市民課（大始良・高須・花岡・高隈出張所）、安全安心課、

市民スポーツ課（国体推進室）

保健福祉部

福祉政策課、子育て支援課、高齢福祉課、健康保険課、健康増進課（新型コロナワクチン接種推進室）

出納室

監査委員事務局

公平委員会事務局

監査の対象年度 令和3年度

4 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点

第1節 財務監査（財務に関する事務の執行）

第3節 行政監査

5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業への管理並びに一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合などを行い、その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求め、一部現地調査を行いながら監査基準に準拠して実施した。

なお、監査委員事務局の監査において、大菌純広代表監査委員は、当該事務局の庶務事務を一部処理することから、地方自治法第199条の2の規定に基づき、除斥した。

監査の執行者

鹿屋市監査委員 大 菌 純 広
同 池 田 潤 (2月28日まで)
同 東 秀 哉

6 監査の日程

令和4年2月1日から令和4年2月15日まで(7日間)

7 監査の結果

財務監査及び行政監査について、監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 財務監査の結果

① 収入について

ア 調定について

地方自治法及び鹿屋市会計規則に、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないと規定されているが、行政財産目的外使用料の調定がされていないものや、調定額の誤りなどが見受けられた。

(総務部 財政課、保健福祉部 子育て支援課、健康増進課)

イ 交付金等の概算払について

国の過疎地域持続的発展支援交付金及び公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金助成金の交付要綱において、概算払の規定があるにもかかわらず、その手続きがされていない状況が見受けられた。

(市長公室 地域活力推進課)

ウ 学校体育施設の開放事業に伴う収入事務について

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則に、利用登録団体が施設を利用しようとする場合の使用料は、使用許可の日から利用する日の属する月の前月末日までに納入しなければならないと規定されているが、前月末日までに納入されていない状況が見受けられた。

(市民生活部 市民スポーツ課)

② 契約について

契約事務において、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息の率の誤り、民法改正により表現の変わった契約不適合責任の項目が瑕疵担保となっているものなどが見受けられた。

(総務部 総務課、デジタル推進課、財政課、税務課、収納管理課 市民生活部 生活環境課、安全安心課、市民スポーツ課、保健福祉部 福祉政策課、健康保険課、健康増進課)

③ 財産について

財産管理事務において、公有財産使用許可台帳が備えられていないものや、備品シールが貼付されていないものなどが見受けられた。

(市長公室 地域活力推進課、総務部 総務課、市民生活部 安全安心課、保健福祉部 健康増進課)

(2) 行政監査の結果

① 休憩時間について

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に、任命権者は、休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないと規定されているが、時間外勤務命令において、勤務時間の終わりに休憩時間を置いている状況が見受けられた。

(総務部 財政課)

② 時間外勤務命令について

勤務時間外に市内出張をしているが、時間外勤務命令がなされていない状況が見受けられた。

(保健福祉部 福祉政策課)

8 監査意見

財務監査においては、改善を要する事項として挙げたものの他に、補助金交付事務などにおいて一部不備が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

また、行政監査においては、改善を要する事項として挙げたものの他に、文書処理や委員等の委嘱事務などにおいて、一部不備が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

なお、行財政事務の執行にあたっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき職員責務の規定の遵守を徹底するなど、内部統制の充実を図り、事務処理の改善及び適正な執行に努められたい。